

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（16）

～被告東電第4準備書面に対する反論（2）～

令和2（2020）年9月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	日	置	雅	晴	
同	弁護士	濱	野	泰	嘉	
同	弁護士	松	田	耕	平	
同	弁護士	佐々木			学	
					外	

## 目次

第1 原告らの被ばく状況について .....	4
1 被告東電の主張 .....	4
2 WG報告書（丙D 1）に信用性がないこと .....	4
3 UNSCEARの報告書（丙D 7～丙D 9）にも信用性がないこと .....	4
(1) 本件原発事故直後の被ばくデータを欠いていること .....	4
ア 本件原発事故直後数日間の住民らの被ばく量が不明なこと .....	4
イ 本件原発事故後数週間の住民らの内部被ばく線量も明らかでないこと .....	5
ウ 小括 .....	6
(2) 本件原発事故直後のソースタームとして JAEA が公表したものを選択したこと .....	6
(3) 報告書の内容も公正さを欠くこと .....	7
ア 線量分布を示していないこと .....	7
イ 農村地区の集団の被ばく線量を無視していること .....	7
ウ 市街地区の住民らが被ばくについて不安な環境で暮らしているとの問題を取り上げていないこと .....	7
エ 小括 .....	8
(4) UNSCEAR委員の人選の点でも公正性を欠いていること .....	8
(5) まとめ .....	8
第2 放射線の健康影響に関する報道等の状況 .....	9
1 被告東電の主張 .....	9
2 本件原発事故後に原告らが被ばくの健康影響に関する情報を入手することが必ずしも容易ではなかったこと .....	9

3	原告らが抱いた被ばくによる健康不安や恐怖は容易には軽減できないこと .....	9
4	本件原発事故後の情報提供によっても原告らの被ばくによる健康不安が軽減されないこと .....	10
(1)	政府ニュースレターについて .....	10
ア	事実に反するような内容の記事を掲載していること .....	10
イ	正確性に欠ける内容の記事を掲載していること .....	10
ウ	被ばくによる健康不安を増大させるような内容の記事も掲載していること .....	11
エ	小括 .....	11
(2)	厚生労働省のパンフレットについて .....	12
(3)	福島県知事のホームページ上のメッセージについて .....	12
(4)	日本医学放射線学会「放射線被ばくなどに関するQ&A」について .....	13
(5)	日本産婦人科学会の「ご案内」について .....	13
(6)	地元新聞の記事について .....	14
ア	記事の内容が科学的に合理的な根拠を欠くこと .....	14
イ	記事で報じた文部科学省の指示が国内外から大きな非難を受けていること .....	14
ウ	記事の内容が後に誤りとされていること .....	15
(7)	まとめ .....	15
第3	結語 .....	16

## 第1 原告らの被ばく状況について

### 1 被告東電の主張

被告東電は、WG報告書（丙D 1）やUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の一連の報告書（丙D 7～丙D 9）を根拠として、本件原発事故による原告らの被ばくの程度が年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられると主張する。その上で、被告東電は、そのような被ばくについては、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因よりも十分に低い水準の健康被害のリスクしか見いだせないとして、原告らの健康被害に対する不安は、科学的・客観的に合理性がないと主張する（被告東電第4準備書面・28頁～35頁）。

### 2 WG報告書（丙D 1）に信用性がないこと

しかしながら、被告東電がその主張の根拠とするWG報告書（丙D 1）に信用性がないことについては、既に原告準備書面（9）で述べたとおりである。

### 3 UNSCEARの報告書（丙D 7～丙D 9）にも信用性がないこと

また、被告東電が同じくその主張の根拠とするUNSCEARの一連の報告書（丙D 7～丙D 9）にも、以下に述べるように、信用性がない。

#### （1）本件原発事故直後の被ばくデータを欠いていること

##### ア 本件原発事故直後数日間の住民らの被ばく量が不明なこと

まず、本件原発事故直後に国際原子力機関（IAEA）が主導するはずの国際的緊急時対応の体制が上手く機能していなかったことから、UNSCEAR 2013年報告書（UNSCEAR 2013年国連総会報告書の科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」、丙D 8）において、本件原発事故直後数日間の住民らの被ばく量が不明となっている（甲D 212・1176～1177頁）。そのため、世界保健機構（WHO）

の欧洲環境健康センターの元放射線公衆衛生地域顧問で放射線生物学者のキース・ベーヴァーストックは「UN S C E A R の」「線量推計の信頼性は非常に低く、架空ともいるべきものであ」と評している（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 7 頁）。

#### イ 本件原発事故後数週間の住民らの内部被ばく線量も明らかでないこと

次に、本件原発事故のような原発事故において、被ばくした住民の健康への影響を判断する際には、事故直後に住民がどれだけ内部被ばくをしたのかという内部被ばく量が重要になる（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 7 頁）。

ところが、UN S C E A R 2 0 1 3 年報告書では、2 0 1 1 年7月以前に行われた住民らのホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定が非常に少ない<sup>1</sup>（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 7 頁）。

のみならず、当時報告された数少ない住民らのホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定に、子どもの測定がほとんど含まれていなかつた（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 8 頁）。

UN S C E A R 2 0 1 3 年報告書において公表された早野らの報告は、ホールボディカウンターによる測定では住民らのセシウムの体内濃度が非常に低いレベルであったことを示しているが、同時に、この早野らの報告は、ホールボディカウンターによる測定が行われたのが本件原発事故の7～20か月後であったことも特記している（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 8 頁）。

ここで、放射性セシウムの生物学的半減期は、乳児では約10日間、成人では約100日間とされていることを考慮すると、早野らの報告は、本件原発事故直後数週間の住民らの内部被ばく線量については、何も語っていない<sup>2</sup>（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 8 頁）。

<sup>1</sup> その理由は、放射性降下物による測定器の汚染のためであるとされている（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 7 頁～1 1 7 8 頁）。

<sup>2</sup> UN S C E A R 2 0 1 3 年報告書も、セシウムのホールボディカウンター測定の欠如を認めている（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 8 頁）。

## ウ 小括

このように、UNSCEAR 2013年報告書は、本件原発事故直後の住民らの被ばく線量についての情報が完全に欠如していることから、内容の合理性が全く担保されていない。

### (2) 本件原発事故直後のソースタームとして JAEA が公表したものを選択したこと

本件原発事故直後の数日間の線量推計に不可欠なのは、放出された放射性物質の量と、それらが陸と海との間でどのように配分されたのかを示すソースターム<sup>3</sup>である（甲D 212・1178頁）。

ところが、UNSCEAR 2013年報告書において選択されたのは、日本原子力研究開発機構（JAEA）が発表したソースタームであった。この日本原子力研究開発機構（JAEA）は、日本の原子力産業の規制に責任を負う機関と一体の関係にあり、そのため、本件原発事故の結果についても一定の責任を負うべき機関である。このような機関である日本原子力研究開発機構（JAEA）が、ソースタームの作成に際して、本件原発事故の深刻さを小さく見せようとしても、何ら不思議ではない。現に、日本原子力研究開発機構（JAEA）が公表したソースタームの推計値は、これまでに公表された他のソースタームの中で、下限に近い数値を示している<sup>4</sup>（甲D 212・1178頁）。

このように、事故直後のソースタームとして、本件原発事故の結果に対して自ら一定の責任を負うべき機関である日本原子力研究開発機構（JAEA）が発表したものを選択したことから、UNSCEAR 2013年報告書は、データの信

<sup>3</sup> 原子炉損傷により放射能をもつ核種が放出される際の被ばく解析に必要な条件や要素のこと。環境への影響を調査するための放射量や核分裂後の生成物質の総称。

<sup>4</sup> 例えば stoh1 からは、本件原発事故におけるセシウム 137 の放出量を 35.6 (23.3~50.1) PBq と推計しているが、これは JAEA の推計値 8.8 PBq に対して最大 6 倍である。また、stoh1 からは、本件原発事故におけるキセノン 133 の放出量を 15.3 EBq (チェルノブイリ原発事故での放出量の 2 倍) と推計しているが、UNSCEAR による JAEA の推計値はこの半分である（甲D 212・1178 頁）。

用性を欠いている。

### (3) 報告書の内容も公正さを欠くこと

#### ア 線量分布を示していないこと

UN S C E A R 2 0 1 3 年報告書は、本件原発事故によって被ばくした集団を、  
a ) 住民の避難がなされた地区、 b ) 住民の避難が行われなかつた福島県の行政区などのグループに分類した上で、各グループの平均線量を示しているものの、線量分布に関する情報を全く示していないことから、一つのグループ内における高線領域を知ることができなくなっている。このように平均線量のみを示して線量分布を示さない手法は、被ばく線量の少ない多数の人々が集団全体の平均線量を顕著に引き下げる効果を導くものとされている（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 8 ~ 1 1 7 9 頁）。

#### イ 農村地区の集団の被ばく線量を無視していること

また、農村地区では、市街地区と比較して、放射性物質が舗装道路や屋根から洗い流されることが少ないために、外部被ばく線量は比較的高くなる。また、農村地区の住民らは、市場で流通している食品よりも、地元産の食品を多く摂取することから、内部被ばくの面でも被ばく線量は比較的高くなる。ところが、UN S C E A R 2 0 1 3 年報告書は、市街地集団を対象とした計算方法を採用したことで、農村地区の集団の被ばく線量を無視する結果になっている（甲D 2 1 2 ・ 1 1 7 9 頁）。

#### ウ 市街地区の住民らが被ばくについて不安な環境で暮らしているとの問題を取り上げていないこと

さらに、市街地集団についても、雨などによって洗い流された放射性物質が、地下水や河川、湖、溝や道路脇、空き地、排水溝、建物の周囲などに集積している。そのため、市街地区の環境においては、被ばく線量分布が極めて不均一になっていて、住民らにとって予測できないものになっている。その結果、市街地区

の住民らは、自らや子ども達がどのように被ばくしているのか分からぬ不安な環境の中で暮らしているのである。ところが、UNSCEAR 2013年報告書は、この市街地集団についての問題を取り上げていない（甲D 212・1179頁）。

## エ 小括

このようにUNSCEAR 2013年報告書の内容も、線量分布を示していないこと、農村地区の集団の被ばく線量を無視していること、市街地区の住民らが不安な環境で暮らしているとの問題を取り上げていないことなどから、公正さを欠いている。

### （4）UNSCEAR委員の人選の点でも公正性を欠いていること

さらに、UNSCEARの委員は、その大多数はいわゆる原子力政策を推進する立場の者であって、委員候補者の中にも、原子力産業に批判的であったり、明確に反対した経歴を持つものは存在しない。その理由は、UNSCEARの科学委員会の委員が、各国政府の指名制となっていて、原子力産業の推進派が支配的な政府は当然自らの意向に沿った考え方の委員を指名するからである<sup>5</sup>（甲D 212・1179～1180頁）。

その結果、UNSCEARの報告書の内容も、原子力産業の利権を批判から守るように仕組まれたものとして、公正さを欠いている（甲D 212・1180頁）。

### （5）まとめ

以上のように、被告東電が自らの主張の根拠とするUNSCEARの一連の報

<sup>5</sup> WHOの元地域顧問で放射線生物学者のキース・ベーヴァーストックは、UNSCEARの人選の公正さと報告書の信用性について、次のように述べる。

「UNSCEARに専門家を派遣しているのは、ほとんどが原子力を利用している国である。いわば、密猟者と狩猟番人が同一形なのである。この近親婚的排他性こそ、『報告書』が科学的文書としての資格を持つことに失敗した責任の少なくとも一端があると結論づけねばならない」（甲D 212・1183頁）

「UNSCEARは」「せいぜい原子力産業のお先棒を担ぐプロパガンダを作成するのが専門だったのである。」（甲D 212・1184頁）

告書は、信用性を欠いている。<sup>6</sup>

## 第2 放射線の健康影響に関する報道等の状況

### 1 被告東電の主張

被告東電は、政府原子力災害現地対策本部のニュースレター（以下「政府ニュースレター」という。）、福島県知事のホームページ上のメッセージ、日本医学放射線学会のホームページ上のQ&Aや福島県内の地元紙の新聞記事などの本件原発事故後の様々な情報提供によって、放射線の健康影響に関する科学的知見を原告らが容易に知ることができたことで、原告らの被ばくによる健康不安が十分に解消されていると主張する（被告東電第4準備書面・36～42頁）。

### 2 本件原発事故後に原告らが被ばくの健康影響に関する情報を入手することが必ずしも容易ではなかったこと

しかしながら、原告ら浪江町民は、特に本件原発事故後に、複数の避難先を短期間のうちに転々と移動することを余儀なくされている。しかも、原告らの避難先は、福島県の内外に広く及んでいる。そのような状況のなかで、原告らが、福島県のホームページ上にあるメッセージや福島県内の地元紙の新聞記事などにアクセスして、そこに記載されている、被ばくの健康影響に関する情報を入手することは、必ずしも容易ではなかった。

### 3 原告らが抱いた被ばくによる健康不安や恐怖は容易には軽減できないこと

また、既に原告準備書面（6）で述べたように、本件原発事故後の原告らの避難先等における空間線量が、本件原発事故前の空間線量と比較して非常に高線量

<sup>6</sup> キース・ベーヴァーストックは、UNSCEAR 2013年報告書についても、次のような評価を下している。

「『報告書』が然るべき科学的厳密さをもって作成された、信頼できるリスク評価でないことは間違いない。」（甲D212・1183頁）

であったことなどから、原告らは、被ばくによる健康不安や恐怖を強く抱いており、しかも、原告らがそのような不安や恐怖を抱くことは、きわめて合理的である。

したがって、たとえ、原告らが本件原発事故後に被ばくの健康影響に関する情報を入手することができたとしても、原告らが抱いた被ばくによる健康不安や恐怖は、容易には軽減できないものである。

#### 4 本件原発事故後の情報提供によっても原告らの被ばくによる健康不安が軽減されないこと

さらに、たとえ、原告らが本件原発事故後に被ばくの健康影響に関する情報を入手できたとしても、政府ニュースレター等の情報は、以下に述べるように、その内容が事実に反していたり、正確性に欠けていたり、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させるようなものを数多く含んでいる。そのため、これらの本件原発事故後の情報提供によっても、原告らの被ばくによる健康不安は軽減されない。

##### (1) 政府ニュースレターについて

###### ア 事実に反するような内容の記事を掲載していること

まず、福島県三春町の名物となっている滝桜について、他の報道では、本件原発事故前（例年）と比較して、平成23（2011）年の春には、見物客が5分の1程度に減少したとされている（甲D213）。にもかかわらず、政府ニュースレター5号は、「大勢の方にお越しいただいています」など事実に反するといえるような内容の記事を掲載している（丙D10の6）。

###### イ 正確性に欠ける内容の記事を掲載していること

また、政府ニュースレター第5号は、平成23（2011）年5月の時点で福島県内各地の空間放射線量が事故直後と比べて大幅に下がったとしている（丙

D10の6)が、大幅に下がったといつても、本件原発事故前の平成22(2010)年度の放射線レベルと比較すると、例えば、福島市では39.5倍、郡山市では30.6倍、白河市では10.8倍の線量がそれぞれ計測されている(丙D10の6、甲D214)。このように、本件原発事故前の線量との比較がなされていないことで、正確性に欠ける内容の記事も掲載している。

#### ウ 被ばくによる健康不安を増大させるような内容の記事も掲載していること

他方で、政府ニュースレター第1号は、避難所に住んでいても、元の住居に戻るには生活上の注意点を守らなければならず、しかも、その守るべき生活上の注意点として、「雨のときの外出は控える」、「エアコンの使用も控える」など、かえって被ばくによる健康不安を増大させるような内容の記事も掲載している(丙D10の1、丙D10の2)。

また、政府ニュースレター第3号は、福島県内の水道水が安全なことをアピールしつつも、一時、県内の7つの市町村で水道水に含まれる放射線量が指標を超えたため、水道水の飲用を控えるように要請したこと、飯舘村では、いまだに乳児の水道水の飲用を控えるように広報していることなど、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させるような内容の記事も掲載している(丙D10の4)。

さらには、政府ニュースレター第6号は、「雨水にぬれることを避ける」、「土や砂を口の中に入れないようにする」、「屋外にあったものを運び出すには、洗浄するか拭き取る」、「家庭菜園の葉菜類は、食べる事を控える」など、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させる内容の記事も掲載している(丙D10の7)。

#### エ 小括

このように、被告東電が自らの主張の根拠とする政府ニュースレターは、事実に反し、合理性に疑問があり、正確性に欠ける内容の記事であるというだけでなく、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させる内容の記事も掲載し

ていたのである。

## (2) 厚生労働省のパンフレットについて

次に、厚生労働省のパンフレットは、水道水やお店で売られている食べ物は安全、安心などとしている一方で、記事の中の複数箇所で「避難指示や屋外退避指示が出されているエリア外では」との限定を付している（丙D11）。ところが、原告らは、まさにその「避難指示や屋外退避指示が出されているエリア」に居住していたのである。

このように、厚生労働省のパンフレットは、原告らの被ばくによる健康不安を増大せることはあっても、決して軽減させるものではない。

## (3) 福島県知事のホームページ上のメッセージについて

平成23（2011）年3月22日付けの福島県知事の県民に宛てたメッセージは、「県内産の原乳とホウレンソウ、かき菜については、国の指示に基づき、出荷を差し控えさせてもらっています」などと、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させるような内容も含んでいる（丙D12の1）。

また、同日付の福島県知事のメッセージは、「県内各地で大気中から通常より高い値の放射能が検出されていますが、人体への影響は限りなくゼロに近いとの県放射能健康リスク管理アドバイザー（長崎大学山下俊一教授）の評価もあります。」との内容であった（丙D12の1）。

しかしながら、当時福島県の放射能健康リスク管理アドバイザーであり、長崎大学教授であった山下俊一氏は、本件原発事故直後の平成23（2011）年3月22日に、福島市で開催された講演会の中で、「放射能の影響は実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしている人に来ます。」などと発言した人物である（甲D215）。同氏は、「子ども脱被ばく裁判」（福島県の住民らが国や県を被告として福島地裁に訴訟提起した裁判）で、2020（令和2）年3

月4日に、証人として尋問されて証言しており、その証言の中で、平成23（2011）年3月22日の福島市での講演会の中での自らの発言について謝罪をしている（甲D216・25頁）。

後に、原告らは、知事がメッセージの中で名前を挙げた山下俊一氏がそのような発言をした後に謝罪した人物であることを知れば、知事のメッセージのうち「人体への影響は限りなくゼロに近いとの県放射能健康リスク管理アドバイザー（長崎大学山下俊一教授）の評価もあります。」という部分の信憑性についても疑いを抱くようになり、決して原告らの被ばくによる健康不安を軽減させることにはならない。

#### （4）日本医学放射線学会「放射線被ばくなどに関するQ&A」について

公益社団法人日本医学放射線学会の「放射線被ばくなどに関するQ&A」は、平成23（2011）年3月23日に、東京都水道局が、一部地域では放射性物質が基準値を超えたとして、乳児のミルクには水道水を使わないことを推奨したが、そのことについて、たとえそのような水道水を口に入れても、胎児には健康影響がなく、安心であるということをアピールしている（丙D13の2）。

しかしながら、これは、あくまでも東京都内の水道水の安全性をアピールするものであって、原告らのうち、東京以外の福島県内に避難した者にとっては、無関係の内容である。そのために、この記事の内容も、必ずしも原告らの被ばくによる健康不安を軽減させるようなものではない。

#### （5）日本産婦人科学会の「ご案内」について

日本産婦人科学会は、平成23（2011）年3月24日に「水道水について心配しておられる妊婦・妊娠中女性へのご案内」を公表しているが、その記事の中で、同月23日に東京都の金町浄水場で、水道水1キログラム当たり210ベクレルの放射性物質が検出されたことについて、たとえ同程度の放射性物質濃

度の水道水を長期にわたって飲み続けたとしても健康への影響がないことを述べている（丙D14）。

しかしながら、同時に、胎児や乳幼児が被ばくによる健康影響を受けやすいことを理由に、軽度汚染水道水以外の飲み水を利用できる場合には、それらを引用することが勧められること、妊娠中の女性がそのような濃度の水道水を飲むことは控えること（喉が渴いたら、ミネラルウォータなどを飲むべきこと）、今後も水道水の放射性物質汚染には注意をし続けるべきこと（丙D14）など、かえって原告らの被曝による健康不安を増大させるような内容にも言及している。

#### （6）地元新聞の記事について

##### ア 記事の内容が科学的に合理的な根拠を欠くこと

被告東電が自らの主張の根拠とする、平成23（2011）年4月17日付け福島民友の新聞記事は、年間100ミリシーベルト未満の被ばく量では、発がん率が向上せずに健康への影響がないという内容である（丙D15の3）。

しかしながら、この記事の内容は、これまで原告らが繰り返し主張してきたように、ICRP2007年勧告などの国際的な諮問機関の見解に反する原告準備書面（9）・7頁以降）のみならず、科学的にみて合理的な根拠も欠くものもある。そのような事実を知れば、原告らは、この記事を読んでも、被ばくによる健康不安を増大させることはあっても、けっして軽減させることはない。

##### イ 記事で報じた文部科学省の指示が国内外から大きな非難を受けていること

また、平成23（2011）年4月20日付け福島民友の新聞記事は、文部科学省が年間被ばく量20ミリシーベルト未満であれば、幼稚園・保育園や小中学校などの活動について屋外制限をしないよう指示したという内容である（丙D15の5）。

しかしながら、この年間被ばく量20ミリシーベルト未満で幼稚園や小中学校の屋外活動を制限しないとの文部科学省の指示が、国内外から大きな非難を

受けたことについて、原告らは、既に述べている原告準備書面（9）・14頁以降）。

そして、原告らが、この文部科学省の指示が国内外で大きな非難を受けたとの事実も併せて知れば、当該新聞の記事を読んでも、被ばくによる健康不安を増大させることはあっても、決して軽減させることはない。

#### ウ 記事の内容が後に誤りとされていること

さらに、平成23（2011）年5月2日付け福島民報の新聞記事は、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーで長崎大学大学院教授の高村昇氏が、放射線セシウムが濾過されて水道水からはほとんど検出されていないことを述べているという内容である（丙D15の11）。

しかしながら、山下俊一氏は、2011（平成23）年3月22日の福島市で開催された講演会の中で、この水道水に関する高村昇氏の発言とほぼ同じ趣旨の発言をしているが、後に、2020（令和）2年3月4日に福島地裁で実施された「子ども脱被ばく裁判」の証人尋問において、自らの発言が誤りであることを認めている（甲D216・40～41頁、甲D217）。

そのため、これらの事実も知れば、原告らは、当該新聞の記事を読んでも、放射線セシウムが濾過されて水道水からはほとんど検出されないという記事の内容について、その信憑性に疑いを抱くようになり、被ばくによる健康不安を、決して軽減させることはない。

#### （7）まとめ

以上のように、本件原発事故後における政府ニュースレター等の情報は、その内容が事実に反していたり、正確性を欠いていたり、かえって原告らの被ばくによる健康不安を増大させるようなものを含んでいる。そのため、たとえ原告らが本件原発事故後にこれらの情報を入手したとしても、原告の被ばくによる健康不安が、増大することはあるても、決して軽減されることはない。

### 第3 結語

以上から、被告東電が自らの主張の根拠としているWG報告書（丙D1）及びUNSCEARの一連の報告書（丙D7～9）は、信用性を欠いており、本件原発事故後の情報提供によっても、原告らの被ばくによる健康不安は軽減されたことがなかった。

したがって、被告東電第4準備書面における被告東電の主張が失当であることは明らかである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位⑦	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. + 13 m + 1 mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位⑧	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. + 10 mの水位（上記仮定水位O. P. + 14 mと設計水位O. P. + 5. 6 mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面（15）	15	
U N S C E A R	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	準備書面（16）	4	
U N S C E A R 2013年報告書	U N S C E A R が作成した2013年国連総会報告書科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	準備書面（16）	4	
政府ニュースレター	政府原子力災害現地対策本部が被災地向けに発行したとされるニュースレター	準備書面（16）	9	